

NCGMにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19) (疑い含む)
院内感染対策マニュアル V.5.6

2023.2.27 改訂 院内感染管理室

お問い合わせ等ございましたら院内感染管理室までご連絡ください。

目次

I. 「COVID-19 が疑われていない」患者に対する感染対策（平時の基本的対応）	3
標準予防策(スタンダードプリコーション)の遵守(医療安全ポケットマニュアル P180)	3
流行時の対策	4
水際対策	4
II. 「COVID-19 確診例、疑い例」に対する感染対策	6
COVID-19 対応時の基本的な感染対策	7
COVID-19 対応時の個人防護具(PPE)について	11
N95 マスクの使用について	17
NCGM における COVID-19 対応時のゾーニングについて	18
医療機器の取り扱い	22
COVID-19 と診断又は疑いのある入院患者および職員が発生した場合の対応	23
新型コロナウイルス感染症患者の隔離解除基準および隔離解除後の対応について	25
入院患者における搬送の手順(画像検査や病棟移動など)	29
患者家族等の面会について	31
死後の処置・遺体搬送について	32
①新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート（関係者記入用）	35
②新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート（遺族等記入用）	36
III. 職員対応	37
I. 職員（非常勤職員等も含む全ての従事者）の体調不良時などの対応	38
II. 同居家族に体調不良などがあった場合の職員対応	40
3密(密閉・密集・密接)回避について	41
会議・研修・採用試験等をする場合の遵守事項	42
各種研修・実習生等受け入れ時の感染対策について	44
各種研修・実習生等に際しての事前チェックリスト	46

新型コロナウイルス感染症(以下 COVID-19)は、症状を有する患者だけでなく、発症前の患者や無症状病原体保有者も感染を伝播するとされている。発症前または無症状ながら病原体を保有している患者や職員が存在することを前提として、十分な感染対策を講じる必要がある。病院に勤務するすべての職員は、日常生活のみならず、業務を通して感染するリスクも高い。また自身が院内感染の原因になり得る可能性もあることから、手指衛生を基本とした標準予防策を日頃から遵守することが重要である。

I. 「COVID-19 が疑われていない」患者に対する感染対策（平時の基本的対応）

標準予防策(スタンダードプリコーション)の遵守(医療安全ポケットマニュアル P187)

標準予防策とは、病原体の感染・伝播リスクを減少させるために行うものである。感染症の有無に関わらず、全ての人は伝播する病原体を保有していると考え、「血液、体液、汗を除く分泌物、排泄物、粘膜、傷のある皮膚」を感染の可能性のあるものとみなして対応する基本的な対策である。患者と医療従事者双方における感染リスクを減少させる予防策である。

1)手指衛生(医療安全ポケットマニュアル P187～)

感染対策において、病原体の伝播の防止(感染経路の遮断)のための最も重要な行為である。

手指衛生は必要なタイミング(病室に入る前後、患者に触れる前後、清潔や無菌操作の前、体液や排泄物に触れた後、患者周辺の物品に触れた後など)で、正しい方法で実施することが重要である。

2)ユニバーサルマスクング

従来は、呼吸器症状を有する人が咳やくしゃみをする際に、口元をティッシュで覆うまたはマスクをする「咳エチケット」が推奨されていたが、無症状者が感染を媒介する COVID-19 に対しては、咳エチケットは感染拡大を防げない可能性がある。そのため、咳やくしゃみの時だけでなく、平時からマスクを着用するユニバーサルマスクングが提唱されている。

当院では患者を含め、院内に入る全ての人にマスクの着用を義務付けている。病院スタッフや医療従事者はサージカルマスクの正しい着用を徹底する。患者が着用するマスクの種類は問わないが、マウスシールドやフェイスシールドのみでの入館は不可とする。マスクを持っていない場合は、マスク券売機で購入してもらうよう誘導する。入院患者のケアを行う際にも、医療従事者は自身だけではなく、ケアを行う患者に対してもなるべく正しいマスク着用を行って頂くよう、指導・留意する。2023年2月10日付け事務連絡の4において、医療機関や高齢者施設等の従事者および受診する患者については、引き続きマスクの着用を推奨している。

3)個人防護具(Personal Protective Equipment:PPE)

標準予防策として実施する PPE は、手袋、ガウン、サージカルマスク、ゴーグル、フェイスシールドなどである。必要な場面で、必要な PPE を選択し正しく使用する必要がある(医療安全ポケットマニュアル P183)。PPE を外す際は、それらにより環境を汚染しないよう留意する。外した後は感染性廃棄物容器に廃棄し、必ず手指衛生を実施する。PPE を装着したままで電話をしたり、パソコンに触れたりしないよう注意する。

4)環境整備

高頻度接触面(手すり、ドアノブなど)を中心に、環境整備を定期的に(2回/日以上)実施する。通常使用している環境清掃用クロスやアルコールなどで良い。

流行時の対策

食事介助・口腔ケア・吸引時の PPE 装着

・患者の顔に近づくケアが必要な時(食事介助、口腔ケア、吸引など)はスタンダードプリコーションを遵守し、さらに **N95 マスク、フェイスシールド(シールド付きサージカルマスク)**を追加する。

→食事時は患者がマスクを装着できない、また口腔ケア時は飛沫が多く飛散することがわかっている。食事介助が原因と思われる感染事例が発生しており、現在新型コロナウイルス感染症が蔓延している間は上記対応を徹底する。

* N95 マスクは単回使用にせず NCGM における新型コロナウイルス感染症 院内感染対策マニュアル「N95 マスクの使用について」を参照し適切に使用する。

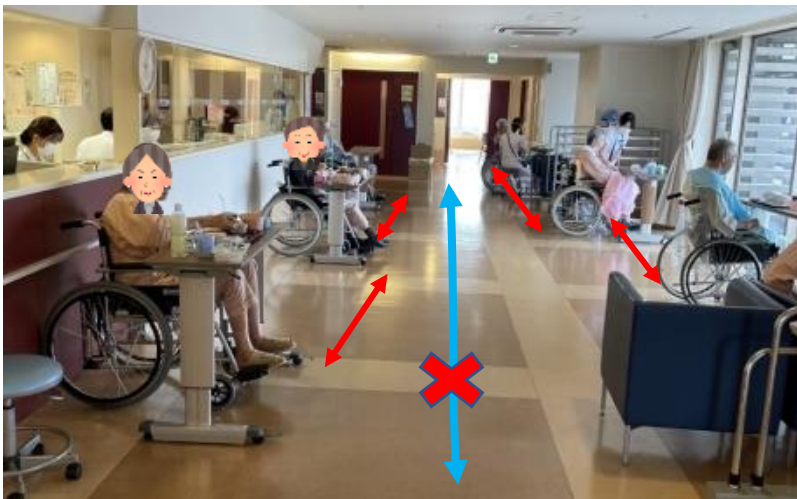
ロビーなどでの食事介助の注意点

・病室以外での食事介助等は必要最低限とする(病室内での食事を優先とする)。

【病室外(ロビーなど)で行う場合】

- ・患者と患者の間隔を 1.5 メートル(可能ならば 2 メートル)以上開ける。
- ・患者同士が向かい合わせにならないように配置する。
- ・患者の食事中および口腔ケア中は、患者の前はできる限り通らないようにする。
- ・食事介助時は患者と医療者は向き合わず、患者の横から介助する。

例)



- ・ソファの位置を移動し、ロビーを広くする。
- ・患者通しの間隔はできる限り開け、MAX6~7 人程度とする。
- ・患者が多い場合は写真のようにエリアの交通を制限する。

水際対策

1) 病院来院者へのスクリーニング

病院への来院目的は様々である。自身の診療・入院やその付き添い者、面会者(許可された者)や業者も含め全ての入館者に同様のスクリーニングを行う必要がある。

① 入館・退出者の動線分離

入館者と退出者の動線がクロスしないよう出入口を集約し管理可能な範囲にする。警備員や事務職員に

よる誘導を行う。

②入館時の体温測定

入館者全員にサーモグラフィーカメラを用いた非接触体温測定を行う。

③マスク着用チェック(ユニバーサlmスク参照)

④入院前 PCR の実施(全ての入院患者)・・・入院前 PCR スクリーニング検査参照

⑤新型コロナウイルスセルフチェックの活用

COVID-19 セルフチェックリスト

**新型コロナウイルスのセルフチェックを
お願いします**

・ 院内では**必ずマスクの着用**をお願いします。
・ 以下に当てはまるものがあれば、お近くのスタッフに
お声掛けください

- 5日以内の37度以上の発熱(もしくは解熱剤の服用)
- 5日以内の呼吸器症状・感冒症状(咳・咽頭痛など)
- 5日以内の味覚・嗅覚の消失
- COVID-19患者との10日以内の接触
- 同居人の10日以内の発熱・呼吸器症状
- 10日以内にCOVID-19と診断または疑いで療養していた

上記項目に全て該当なし

2) 外来でのゾーニング

外来では発熱や COVID-19 を疑う症状^{※1} などある患者とその他の患者を分ける。

発熱や、COVID-19 を疑う症状、陽性者との接触など、「新型コロナウイルスセルフチェック」で該当項目ある患者がいた場合、他患者と離れた場所に待機してもらい、状況に応じて感染症内科に相談し対応を検討する。

※1 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

3) 帰国後あるいは濃厚接触者における健康監視中の非COVID-19患者における院内対策緩和

帰国後については原則として最新の厚生労働省「水際対策強化に係る新たな措置」の方針に準ずる。

※待機期間中は原則、COVID-19 対応とする。

オミクロン株流行期においては、濃厚接触者である入院患者は最終接触を0日目として7日目までは COVID-19 対応とし、7日目に行った PCR 検査が陰性を確認できれば COVID-19 対応を終了とする。COVID-19 罹患歴のある患者の場合には重症度、基礎疾患、遺残ウイルス検出状況などを加味して、個別に ICT で対応方針を検討する。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
最終接触日	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室 解除
PCR ⁺							PCR

⁺ 初回 PCR は 1 日目に限定するものではなく、曝露がわかった時点で可及的速やかに行う

Ⅱ. 「COVID-19 確診例、疑い例」に対する感染対策

COVID-19 対応時の基本的な感染対策

感染経路	罹患者の咳、くしゃみ、唾液などによる 飛沫感染 の他、 接触感染 を認める また、吸引、挿管などで発生するエアロゾルによる エアロゾル感染 も確認されている。
感染対策	<p>入院患者の対応時の感染対策は、標準予防策 + 飛沫予防策 + 接触予防策とする。 ただし、エアロゾルが発生しやすい処置等を行う場合には、空気予防策を追加する。</p> <p>＜エアロゾルが発生しやすい状況下の例＞ 気管吸引、ネブライザー療法、気管挿管・抜管、気管切開術、NPPV 装着、心肺蘇生、用手換気、気管支鏡検査、誘発採痰など</p> <p>・基本の個人防護具 ガウン、手袋、サージカルマスク or N95 マスク、フェイスシールド or ゴーグル、キャップ 挿管等の場面では、院内感染管理室へ連絡し、PAPR(電動ファン付き呼吸用防護具)の使用を検討する。</p> <p>防護具は、正しく着用、正しく脱衣!! 特に脱衣時に汚染面に触れないようにする事。 詳細は P11「COVID-19 対応時の個人防護具(PPE)について」参照。</p> <p>・個人防護具は病室に入る前に着用する。 ・感染性廃棄物段ボールは病室内入口に設置し、退室前にマスク以外を破棄する。 ・N95 マスクは外装のビニールやジップ付の袋に入れ再利用。基本 1 枚/日とする。 ただし、汚染・破損された場合は破棄して良い。詳細は本マニュアル内 P17 参照。</p> <p>・ 患者の診療に直接対応する医師看護師以外のコメディカル(例:検査スタッフ、理学療法士、医療通訳者等)や受付等のスタッフも同様の感染対策を行い、かつ適切な着脱方法を指導する。</p> <p>※防護具を付けていても手指衛生が不十分では意味がない。 手指衛生をしっかりと行うこと!!</p>
病室	<p>COVID-19 受入れ専用病棟に入院する。その場合、確定例同士であれば多床室にてコホート隔離が良い。疑い患者は原則個室隔離。疑い患者同士では同室にしない。</p> <p>※疑い例(確定患者との濃厚接触者や海外帰国後の健康観察中の患者など)については専用病棟の個室管理が望ましいが、専用病棟のベッド使用状況や患者ケアの観点から他の病棟の個室(例:小児科病棟、救急病棟、等)を利用することが許容される。</p> <p>※明らかな既往があり、隔離解除後にウイルス核酸が検出されても、「再感染」と判断されない限り、専用病棟入院は不要で通常患者と同様の感染対策を取る。</p>
隔離解除	<p>・陽性者が、退院基準を満たした場合の対応については本マニュアル P17~21 参照 ・疑似症の隔離解除は担当医や DCC コンサルト医師と検討する。</p>
シャワー	<p>COVID-19 受け入れ病棟の場合:移動の際、患者にサージカルマスク着用してもらい看護師が付き添うこと、使用后清掃・換気で対応可。</p> <p>個室階の場合、各部屋のシャワー使用。機械浴室は使用しない。</p>

リネン	<p>リネン業者の会社方針は、リネン類は廃棄のため、出来る範囲で院内洗濯室に依頼する。洗濯済みのリネンはリネン業者が回収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リネン交換時、布団・枕はそのまま。汚染がない限り退院時に洗濯に出す。 ・リネンは 90L の袋に入れ、赤字で「病棟名コロナ・日時」を大きく記載(枚数不要)。 24 時間以上経過後、午前中に直接洗濯室に持って行く。受け取り不要。 ・洗濯室スタッフが対応できない場合あり。その時は廃棄する。 <p>洗濯室連絡先: ※COVID 対応が解除されて入院継続する場合、標準予防策+飛沫予防策(インフルエンザ同様の対応)となるため、リネンも通常対応でよい。</p>
私物の洗濯	<p>基本私物の洗濯はできない。地下 1 階のコインランドリーは使用不可。</p> <p>受け入れ病棟陽性患者に限り、受け入れ病棟の共同コインランドリー使用可。その際は、看護師が行う。使用後、洗濯機の周囲、洗濯槽の中をルビスタ®、又は除菌シート®で清拭する。</p> <p>濃厚接触者でない家族に洗濯物を渡す事は可(病棟で検討)。その場合、袋を 2 重にして外側は汚染の無いようにする。受け渡しの際は、病棟スタッフが直接出向き行うこと。</p>
診察・検温等の器具	<p>聴診器や血圧計等は出来る限り患者(又は病室)専用とする。</p> <p>可能なら、血糖測定器やスマートデバイスも専用とし、充電器ごと病室に置いておく。</p> <p>※共有する場合は、使用後にしっかりルビスタ®、又は除菌シート®で清拭する。</p>
<p>COVID-19 の生存期間としては、エアロゾルでは 3 時間まで、プラスチックやステンレス表面では 72 時間までというものがあるほかに、銅の表面では 4 時間以降、段ボールの表面では 24 時間以降は生存が確認されなかったという報告や、印刷用紙とティッシュペーパーでは 3 時間後まで、木材や布は 2 日後まで、ガラスや紙幣は 4 日後まで、ステンレス鋼やプラスチックは 7 日後まで活性を有していたとする別の報告もある。</p>	
環境整備	<p>物品を介した接触感染を防ぐために、環境や共用する物品等は、下記の消毒剤を用いてこまめに清拭する。</p> <p><消毒剤></p> <p>ルビスタ®又は除菌シート®または 0.05%次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用する。</p> <p><環境整備を行う場所の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○患者周囲環境(汚染区域内): ナースコール、テーブル、ベッド柵など ○患者に使用した検査室、検査機器やその周囲 ○患者間で共有して使用する診療器具(血糖測定器、スマートデバイス)など ○患者搬送時に使用したエレベーターのボタンや触れた部分 ○高頻度接触面(ドアノブ、PHS、パソコン)など
同意書など紙面の取り扱い(保管が必)	<p>病室内から持ち出すときは、クリアファイルに入れる。</p> <p>クリアファイルの表面をルビスタ®又は除菌シート®で拭き、室外へ出す。</p> <p>あらかじめファイルの置き場所を決めて置き、持ち出したファイルを保管する。</p> <p>24 時間放置後、通常とおり取り扱う。</p> <p>※コンビニ注文書: 患者が注文記載後クリアファイルに入れる。クリアファイルの表面を拭き室</p>

<p>要な場合)</p>	<p>外へ持ち出す。ファイルに入れたままコピーする。</p> <p>※十二誘導心電図記録用紙</p> <p>患者が触れないため、通常の手扱いで可とする。</p> <p>ただし、汚染された手袋で触れたり、テーブルなど病床環境に置いたりしない。</p> <p>記録直前に、手袋を交換、記録を取ったら記録用紙をクリアファイルに入れる。</p> <p>クリアファイルの表面を拭き室外に持ち出す。</p> <p>※保険証:カードで拭ける場合はそのまま持ち出し可。その他、スマートデバイスのクワイオ機能を利用する。</p>
<p>食器</p>	<p>通常対応であるが、下膳時食器以外(ティッシュ等の紙類、飲料パック、割り箸等)はすべて室内で廃棄する。陽性例では選択食カードなし。下膳スタッフは手袋を着用する。</p> <p>下膳車は、業務用エレベーター(受け入れ病棟は専用エレベーター)を使用する。</p>
<p>感染性 廃棄物</p>	<p>ミッペール、感染性廃棄物段ボールは病室から出す前に周囲を清拭する。</p> <p>回収した廃棄容器に日時を記入し、24時間以上経過後に出す。</p> <p>必ず8分目で交換する事、押し込まないように注意する。</p>
<p>リハビリ</p>	<p><陽性患者></p> <p>リハビリ訓練室では行わない。</p> <p>リハビリが必要な患者は、病室内で行えるよう調整する。</p> <p><退院基準を満たした患者></p> <p>患者にサージカルマスクを着用してもらい、リハビリ室での訓練可。ただし、発熱、呼吸器症状出現時は、病室内で行う事を検討する</p>
<p>検査</p>	<p>血管造影室、内視鏡室、生理検査、CT等の画像検査も接触、飛沫、空気予防策で対応。</p> <p>※時間帯を最後にするなど配慮する。各部門で作成したマニュアルに沿って実施。</p> <p>※ X-P・CTは滞在時間が短く、患者には基本サージカルマスクを装着してもらうため、使用後の換気は不要であるが、環境整備をしっかり行ってから使用する。</p> <p>※状況により判断に迷う場合は、感染管理に確認をする。</p>
<p>輸血用血液 製剤の取り 扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病室内には使用する製剤のみを持ち込む。 ・一旦病室内に持ち込んだ製剤は返納不可(廃棄製剤)となるので注意をする。 ・ICUの血液製剤専用保冷庫で保管されていた製剤は返納可とする。
<p>薬剤の取り 扱い</p>	<p>病室内には必ず使用する薬剤のみを持ち込む。</p> <p>1度病室内に持込んだ薬剤は原則返納不可(病室内で廃棄)になるので注意する。</p> <p>未開封の安ぷる、バイアルについてはアルコールにて清拭後に返納可とする。</p> <p>処方せんや施用票、安ぷるの空は病室に持ち込まない。</p> <p><麻薬について(投与途中で終了になった場合)></p> <ol style="list-style-type: none"> ①麻薬処方せん、空安ぷる(空バイアル)は病室内に持ち込まない。 ②麻薬の残液が入ったシリンジは廃棄せず病室内で保管しておく。 ③麻薬施用票を準備し、病棟薬剤師に連絡する。

	<p>④病棟薬剤師から連絡を受けた麻薬管理者が病棟へ行き、病室内又は窓越し等で麻薬残液量を確認する。</p> <p>⑤麻薬管理者立ち合いのもと麻薬残液をシンク(手洗いシンクでも可)へ廃棄する。</p>
検体の取り扱い	<p>検体容器は、表面をしっかりと清拭して病室から出す。</p> <p>その際、①清潔エリアスタッフが綺麗なビニール等準備し、袋の口を広げておく</p> <p>②汚染エリアのスタッフが手袋交換後に検体容器の表面を拭く</p> <p>③表面を拭いた検体を①の袋の中に入れる。</p>
清潔ケア 排液処理等	<p>通常通りであるが、陰部洗浄や口腔ケアは紙コップを使用し、単回使用とする。</p> <p>尿・排液は可能な限り排液凝固剤で固めて廃棄する。</p> <p>室内のトイレに破棄する場合は、排液がはねないように注意し廃棄する。</p>
医療機器の 取り扱い	<p>患者に直接使用する消耗品が付属している場合には、消耗品は全て病室内で廃棄する。</p> <p>詳細は本マニュアル内 P22 参照</p>
中材物品	<p>使用后、病室内でビニール袋へ入れ、病室から出すときもう一度綺麗なビニールに入れ 2 重にする。「コロナ」と明記し、汚物処理室の中材回収コンテナに入れる。</p>
患者退室後の 病室清掃	<p>ルビスタ®又は除菌シート®で隅々まで清拭、トイレ清掃も念入りにする。</p> <p>病室内に同室患者がいない場合は、UV-C 紫外線照射をするとよい。</p> <p>病室内で患者はマスクを着用していないこともあるため、2 時間以上換気し、次患者を入れる。</p>

個人防護具装着方法



① ガウンを着る (背部をしっかり合わせる)

注：紐は必ず後ろで結び
前では結ばないこと



② N95マスクを着ける



③ 鏡でズレがないか確認する。(フィットテストも行う)



④ 髪が邪魔にならないよう
キャップをつける



⑤ フェイスシールド
付きマスク又は
ゴーグル



⑥ 手袋をはめる

ガウンの袖を手袋でしっかり覆う
少し親指にガウンを引っ掛け、手袋を装着すると
綺麗に覆おえる



黄色のアイソレーションガウンまたは、
袖付きブルーエプロンで可。



処置やケアをする際は、
1重目の手袋を素手と考え、
2重手袋にし適宜交換する。



N95マスクを装着し、その上
からシールド付きマスクを
装着する。目の保護なので
ゴーグルでも良い。



+




サカキ式 ハイラック 350 装着のしかた



- ①  しめひもを2本とも手の甲側にまわし、レスピレーターの内側の接顔部の切れ込みのある部分を指の方にして持ちます。
- ②  切れ込みのある部分を鼻根に当てるように顔につけます。
 切れ込みのある部分
接顔部
- ③  下側のしめひもを首の後ろにかけます。
- ④  上側のしめひもを頭上部にかけます。
- ⑤  上下左右に動かして、顔によくなじませてフィットさせてください。しめひもの長さを調整する場合は、「しめひもの調節」にしたがってください。装着が完了したらユーザーシールチェックをしてください。

●ユーザーシールチェックについて (装着の都度行ってください)

ユーザーシールチェック (陽圧法)
顔の間から空気の漏れがないかを調べ、正しく装着できているかを確認するために行います。フィルター表面を手で覆って強く息を吐き、レスピレーターと顔の間から空気の漏れがなければ密着性は良好です。空気の漏れが感じられればレスピレーターの位置を直すか、しめひもの調整を行ってください。

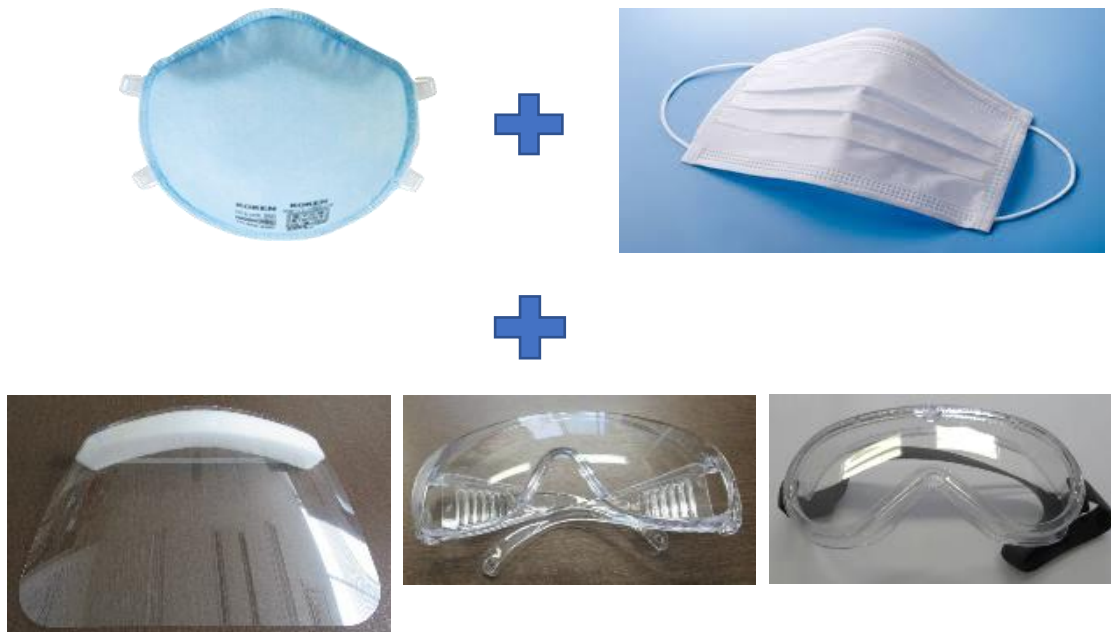


●しめひもの調節

締める場合	緩める場合
	
レスピレーターを装着したまましめひもの先端を引っ張ってください。	レスピレーターをはずして、図のように引っ張ってください。

シールド付きマスク以外を使用するとき

シールド付きマスク以外を使用する際は、N95 マスクの上からサージカルマスクを装着し、フェイスシールド or ゴーグル or マスクに付くアイシールドを装着する。



個人防護具脱衣方法

合間に必ず手指消毒!!

最後にも必ず手指消毒又は手洗いをする!!

【外す順番】

病室内

- ① 手袋
 - * 2重手袋の場合の外側の手袋(内側の手袋はガウンと一緒に外す)
 - * ビニールガウンと手袋1枚装着の場合
- ② ガウン (③の汚染がひどければ②と③の順番は逆でもOK)
- ③ フェイスシールド、キャップ

病室外

- ④ サージカルマスクまたは N95 マスク

【PPEの脱衣方法】



①手袋表面の手首付近を掴む



②手袋を中表になるように外す



③外した手袋は手袋を装着している手に入れ握る



④手袋の内側に指を入れ中表になるようにひっくり返して外す



⑤外した手袋が手袋内に入るのので、そのまま廃棄する



⑥手袋表面を擦式手指消毒剤で消毒する

⑦ひもを外す



⑧表面を引っ張るようにはがす

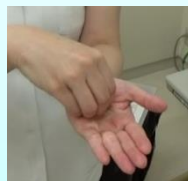


⑨手袋でガウンが中表(内側が外になるように)丸め
手袋も一緒にゆっくり脱いでいく。



⑩最後は素手でガウン及び手袋の表面を触らないように小さくまとめて外す。

⑪最後に手指衛生を行う。



⑫シールド付きマスクの表面を触らないように、ゴムの部分を持って外す。



⑬キャップを後ろから表面に触れないよう中表になるよう丸めて外す。



⑭手指消毒を行う



⑮病室を出てからマスクを外す



⑯マスク表面には触らないようにして、マスクの下ゴムバンド部分を持ち、外す。次に上ゴムバンドを外す。

マスクを顔からはずし、廃棄または保管する。

⑰手指衛生をして病室を出る。



最後に手指衛生するまで顔や髪の毛に触れないように注意する

【ガウンの首元の曝露を防ぐ方法】

- ・吸引や抜管等の処置やケア時に首元の汚染を防ぐために、COVID-19 対応時の PPE を装着した上から口元から首元を覆うようにビニールエプロンを追加で装着する

➤ 装着手順

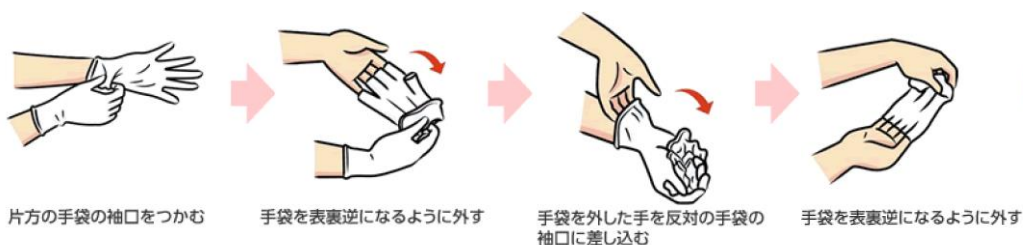
- ①ビニールエプロンを半分に折る
- ②フェイスシールド付きマスクの上から顔を覆うように被せ、後頭部でエプロンの紐を縛る



➤ 脱ぐ順番

- * 首元の曝露が生じるようなケア等が終了したらすぐに外す

- ①正しい手順で 2 重手袋の外側の手袋を外す



- ②後頭部の紐を静かにほどき、中表(内側が表になるよう)に折りたたむ
- ③小さく丸めて廃棄する



- ④P15「PPE の脱衣方法」⑦以降の方法で残りの PPE は脱ぐ。

N95 マスクの使用について

国立国際医療研究センター病院では以下の様に N95 マスクを使用する:

(ア) N95 マスクの交換は 1 日 1 回とする(ひとり 1 枚/日)。

ただし、受け入れ病棟以外のスタッフで 1 日の装着時間が 合計 1 時間以内の場合、
交換は 1 週間に 1 回とする(ひとり 1 枚/週)。

(イ) マスクの汚染や破損があった場合には交換可能である

汚染の例: 気管挿管手技、吸引など、気道への侵襲的処置を行った場合や、
患者の血液が飛散したなど。

破損の例: ゴムが切れた、マスク部分が破れたなど

(ウ) N95 マスクを外す場合には、ビニール袋などに収めフルネームを記載し、部門毎に場所を決めて
保管する。

首や腕にかけて院内を移動しない。



(エ) マスクの表面が汚染している可能性があるため、着脱の前後で必ず手指衛生を行う。

※ マスク供給状況によっては、節約ができるよう運用方法を変更する可能性あり。

NCGMにおけるCOVID-19 対応時のゾーニングについて

ゾーニングとは、感染症患者の入院病棟において、病原体によって汚染されている区域(汚染区域)と汚染されていない区域(清潔区域)を分けることである。これは安全に医療を提供するとともに、感染拡大を防止するための基本的な考え方となる。

当院では、確定症例、疑い症例受入れ専用病棟において、3 区域(2 区域の場合あり)にゾーニングする。

1. グリーンゾーン(清潔区域)

PPE 着用エリア。

- ・手指消毒剤とごみ箱(PPE 外装を捨てる)、鏡を設置する。
- ・病室へ入る前の PPE 着用はここでのみ行う。
- ・PPE は物品ごとに取りやすく配置し、常に整理整頓をする。
- ・PPE 着用手順のポスターを掲示しておく。
- ・頻回に環境整備を行ない、意識して清潔な状態を保つ。

※汚染エリアで使用したものをそのまま持ち込まない。

2. イエローゾーン(準清潔区域)

- ・PAPR を使用した場合のタイベックスーツ脱衣エリア。

タイベックスーツ脱衣方法のポスターを掲示しておく。手指消毒剤と感染性廃棄物容器を設置する。

PPE 脱衣時には他スタッフと交差しないよう注意する。

- ・患者に使用した器材(清拭後)の一時保管場、清潔物品渡し用ワゴン置場。
- ・物品や検体の受渡し
- ・N95 マスク→サージカルマスクへの交換

※前室がない病室の場合はベッドから離れている洗面台、トイレなどがある病室入り口辺りを準イエローゾーンとする。洗面台シンク等自体はレッドゾーンのため脱衣時に洗面台等に触れないように注意する。

3. レッドゾーン(汚染区域)

共通事項

病床内エリア。手指消毒剤、手洗い物品、交換用の PPE、感染性廃棄物容器を設置。

清潔区域に設けた専用スペースで PPE を着用し、病室(汚染区域)に入り、病室を出る前に N95 マスク以外の PPE を外して廊下(清潔区域)に出る。

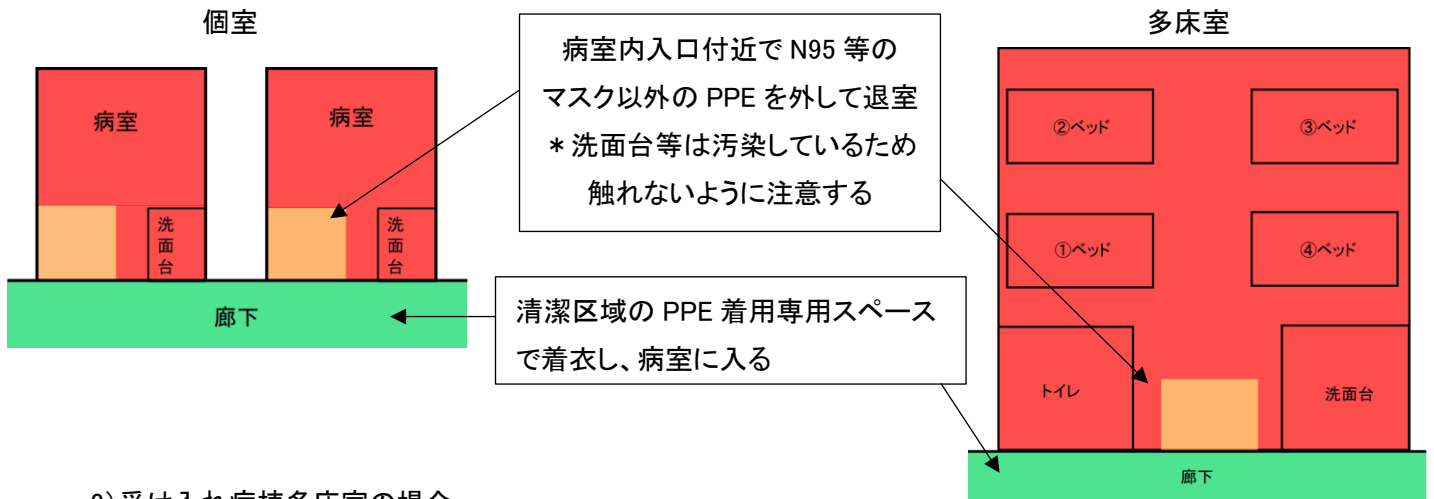
スタッフは一度汚染区域に入ったら、PPE を着用したまま清潔エリアに入ってはならない。

※搬送時などやむを得ない場合を除く

4. 病室のタイプによるゾーニングおよび PPE の対応

1) 個室の場合(受け入れ病棟、個室階)

- ・個室間で PPE を共有しない
- ・個室から個室への移動は清潔区域を通るため、PPE は一度外して、新しく着用すること



2) 受け入れ病棟多床室の場合

①個別対応(一人の患者のみ対応)であれば、1)に準じて対応。

②1回の入室で同じ医療者が、複数患者の対応をする場合

基本 PPE を通常のユニフォームや白衣、一重目の手袋は素手と考え行動する。

あとは標準予防策の考えに基づき行動する。

・検温、診察など

→基本 PPE で 2 重目の手袋を患者ごとに交換する。

・ケアや処置などで患者と密接する場合

→基本 PPE の上から、袖付きビニールガウンと手袋を装着し、患者ごとに交換する。

標準予防策として下記を実施

＜検温や診察のみ: 基本 PPE＞

→2 重目の手袋を患者ごとに交換



＜ケアや処置などで患者と密に接する場合＞

→ビニールガウンを付け患者ごとに交換



3)HCU(フロア全体)

①個別対応(一人の患者のみ対応)であれば、1)に準じて対応。

※イエローゾーンに脱衣用の物品を置くと患者の移送時の妨げになるため、脱衣エリアは別に設ける
(次ページ参照)

②1回の入室で同じ医療者が、複数患者の対応をする場合

基本 PPE を常に着用 → これを通常の**ユニフォームや白衣**、**一重目の手袋は素手**と考え行動する。

あとは**標準予防策の考えに基づき**行動する。

原則1:2重目の手袋を患者ごとに交換する(1重目を素手と考えるため)。

原則2:ケアや処置など患者と密に接する場合は、基本 PPE の上から、袖付きビニールガウンと手袋を装着し、患者ごとに交換する。

原則3:吸引や口腔ケア等飛沫が飛散しそうな処置やケアを実施した後は、他患者のケアをする前に、フェイスシールドも交換する(基本 PPE 脱衣場所で鏡を見ながら交換する)。

原則4:脱衣は基本 PPE の脱衣は、決められた場所のみで実施する。

※基本 PPE の上から装着したビニールガウンは患者のベッドサイドで廃棄する。



標準予防策として下記を実施

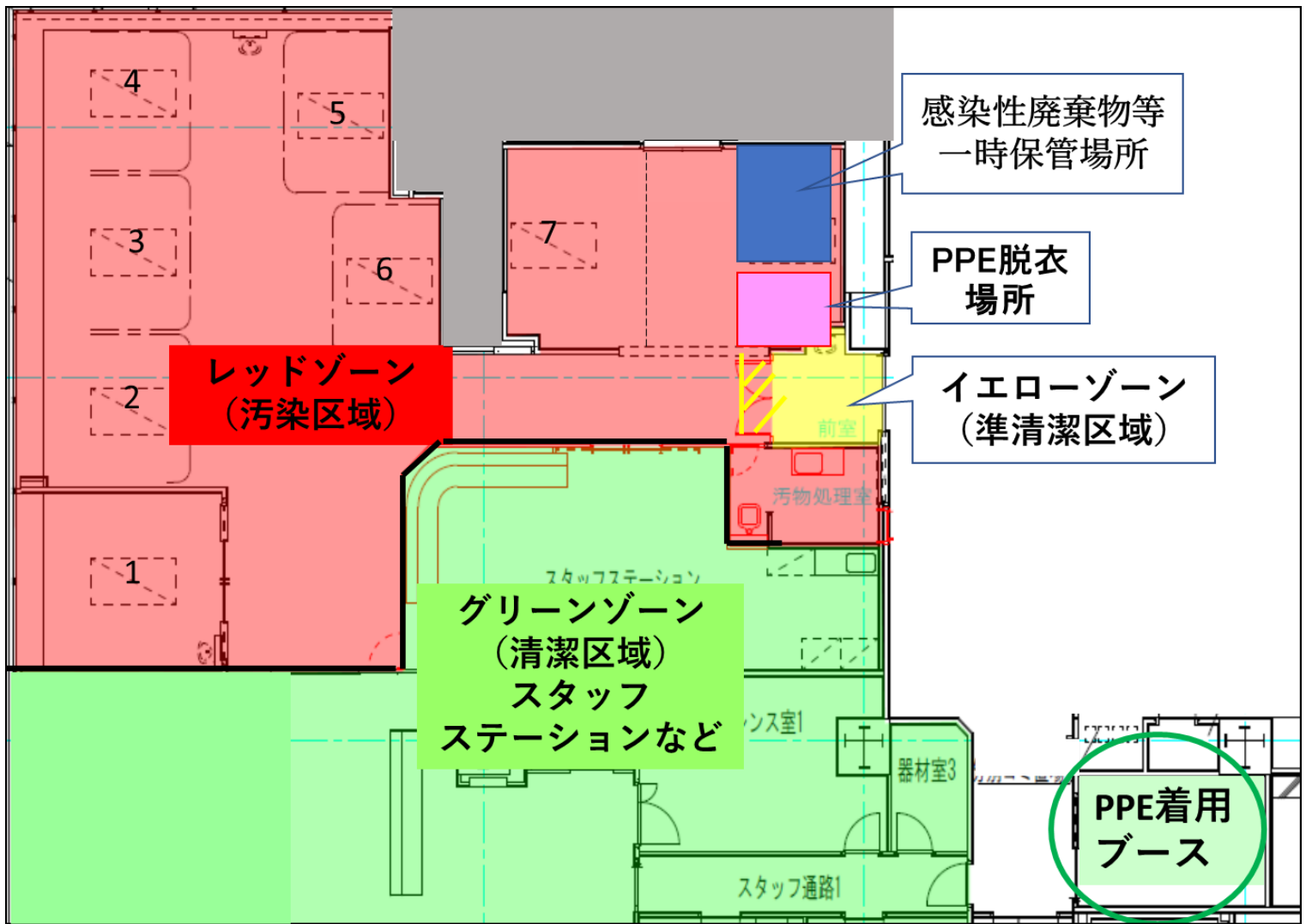
<検温や診察のみ>

→2重目の手袋を患者ごとに交換

<ケアや処置などで患者と密に接する場合>

→ビニールガウンを付け患者ごとに交換





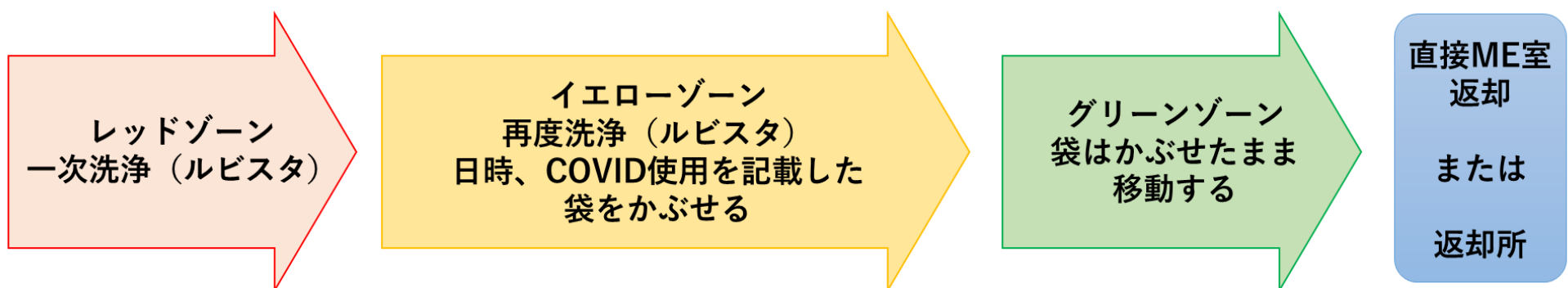
COVID19罹患者に使用した医療機器取扱いについて

Ver1.0（2020年12月11日ICT確認）

- ① レッドゾーンで、ルビスタ®用いて一次洗浄を実施する。
- ② 清拭後、イエローゾーンへ移動させ、再度ルビスタ®で拭残しの無いよう丁寧に清拭する。
- ③ 再清拭後、袋を被せる。袋には、対応した日付と時間、COVID19を必ず記載する事。※1
◎内部汚染が疑われる機器※2に関しては、ME室(3030)へご相談ください。

- ① 上記対応後、グリーンゾーンへ移動。
- ② 返却所へ移動 もしくは 電話連絡し直接ME室に返却する。

※1 ICTにより紫外線消毒等実施される際には、ICTの指示に準ずる。 ※2内部汚染が予想される機器：保育器・V60・SCD700など。



NCGM 臨床工学科 医療機器管理室

COVID-19 と診断又は疑いのある入院患者および職員が発生した場合の対応

1. 入院患者が発生した場合

直ちに院内感染管理室へ連絡し、患者を個室又は、受入れ専用病棟へ移動させる。患者が使用していたベッドや周囲は、ルビスタ®又は除菌シート®で清拭する。

1) 疑いが解除された場合(PCR 検査陰性と画像や症状、行動歴を含め総合的に判断) 通常対応(標準予防策)とし、一般床多床室も可とする。

2) COVID-19 と確定された場合

① 確定患者を一般床の個室で隔離していた場合は、受入れ専用病棟に移動する。

② 接触患者への対応

・同室患者や患者の行動範囲状況等から確定例と接触があった患者のリストを作成し、感染管理室、保健所と協議の上対応を検討する。

・濃厚接触者*となった患者は、オミクロン株流行期においては最終接触を 0 日目として 7 日目までは COVID-19 対応とし、7 日目に行った PCR 検査が陰性であれば同日に COVID-19 対応を終了とする。COVID-19 罹患歴のある患者の場合には重症度、基礎疾患、遺残ウイルス検出状況などを加味して、個別に ICT で対応方針を検討する。

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
最終接触日	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室	PPE・個室解除
PCR ⁺							PCR

⁺ 初回 PCR は 1 日目に限定するものではなく、曝露がわかった時点で可及的速やかに行う

退院し自宅で経過観察する場合は、保健所にその旨を連絡する。

③ 接触職員への対応(リスク評価)

確定例に接触した職員に関しては、感染性期間(発症 2 日前から)に濃厚接触があったか調査し、リストを作成する。感染管理室、保健所と協議の上対応を検討する。濃厚接触があったとしても、PPE の使用状況によっては就業制限の対象にならない場合もある。患者のマスク着用や医療従事者の PPE 着用、医療行為・ケアの種類等に応じ曝露リスクを評価する。「職員(非常勤職員等も含む全ての従事者)の体調不良時などの対応」の項、濃厚接触者となった医療従事者に対する対応の内容も踏まえて最終的な対応方法を ICT と協議の上で決定する。

④ リハビリ、地域連携など関係部署にも連絡をする。

2. 職員が COVID-19 と診断された場合

1) 濃厚接触者への対応

患者、職員共に本項目 1. 2)②「接触患者への対応」と同様

に接触状況評価し、患者・職員の接触者リストを作成する。感染管理室、保健所と協議の上対応を検討する。

2) 発症した職員の職場復帰

「新型コロナウイルス感染症患者の隔離解除基準および隔離解除後の対応について」に準じる

※濃厚接触者の定義: 国立感染研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」より「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者

- ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他: 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

新型コロナウイルス感染症患者の隔離解除基準および隔離解除後の対応について

※厚生労働省による隔離解除基準変更の可能性もあるため、最新の情報を参照すること

(現在の厚生労働省基準: 令和4年1月14日発表を参照)

※変異株に関しては厚生労働省からの最新の指示に従う

《NCGMでの隔離解除基準》

- ・ 全て発症日もしくは検体採取日を0日目として日数をカウントする
- ・ 免疫不全がある場合は感染症医やICTに相談し検討
- ・ 判断に迷う場合は、感染症医やICTとの相談を検討

1. 有症状者の場合

1) 人工呼吸器(NPPV含む)やECMOによる治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過^(※1)し、かつ、症状軽快後^(※2)72時間経過

0日目	1日目	・・・	症状軽快+72時間	・・・	9日目	10日目	11日目
発症日	PPE・個室					解除	

- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合、軽快後24時間経過した後にPCR検査で2回連続陰性を確認(PCR検査の間隔は24時間以上空ける)
- ③ 酸素投与が終了できない場合、10日間経過後に下記のいずれかの基準を満たすこと
- 1) 酸素投与量が72時間以上減少傾向、もしくは不変(感染症医、ICTに相談が必要)
 - 2) PCR検査を実施し、サイクル数 ≥ 36 以上を確認(感染症医、ICTに相談が必要)^{※3}

※1: 「10日間経過」とは、「発症日を0日目として10日目」と解釈してよい

※2: ①症状軽快について

解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。酸素投与を行った場合は、酸素投与を終了するか、発症前から酸素を使用している場合、発症前の酸素投与量に戻ることが必要。

②入院を継続する場合

標準予防策で対応し、大部屋への移動も可

2) 人工呼吸器(NPPV含む)やECMOによる治療を行った場合^{※4}

- ① 発症日から15日間経過^{※5}し、かつ、症状軽快後72時間経過

0日目	1日目	・・・	症状軽快+72時間	・・・	14日目	15日目	・・・	19日目	20日目	21日目
発症日	PPE・個室				適切な感染予防策 ^{※6}			解除		

- ② 発症日から15日間経過^{※5}以前に症状軽快した場合、軽快後24時間経過した後にPCR検査で2回連続陰性を確認(PCR検査の間隔は24時間以上空ける)
- ③ 人工呼吸器(NPPV含む)やECMOから離脱したが酸素投与が終了できない場合、15日間経過^{※5}後に下記のいずれかの基準を満たすこと

- 1) 酸素投与量が 72 時間以上減少傾向、もしくは不変(感染症医、ICT に報告相談が必要)
- 2) PCR 検査で 2 回連続陰性を確認(PCR 検査の間隔は 24 時間以上空ける)
- ④ 人工呼吸器(NPPV 含む)や ECMO から離脱できないが、発症から 20 日間経過^{※5}した場合、
 - 1) 72 時間以上呼吸状態が改善傾向、もしくは不変(感染症医、ICT に相談が必要)
 - 2) PCR 検査を実施し、サイクル数 ≥ 36 以上を確認(感染症医、ICT に相談が必要)^{※3}

※3: 規定の日数を経過後に PCR 検査で隔離解除を判断する場合には厚生労働省の取り決めが無い場合、規定の日数が経過する以前とは異なる陰性確認基準を使用する

※4: この場合、隔離解除後も発症日から 20 日間経過^{※5} するまでは、適切な感染予防策^{※6}を講じる

※5: 「15 日間経過」、「20 日間経過」とは、それぞれ「発症日を 0 日目として 15 日目」、「発症日を 0 日目として 20 日目」と解釈してよい

※6: 適切な感染予防策について

① 自宅退院の場合

生活上必要な外出を除き不要不急の外出は控え、同居の方がいる場合は、添付①に記載の注意事項を遵守するよう指導する

② 入院を継続する場合

標準予防策＋接触予防策＋飛沫予防策を実施し、基本的に個室隔離とする(減免対応)。エアロゾル発生処置(気管挿管や気管支鏡検査など)を行う場合はコロナ対応(N95 マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋、キャップ)で実施する。発症日から 21 日経過以降は処置時も含め標準予防策での対応とし、大部屋への移動も可。

2. 無症候病原体保有者の場合^{※7}

- ① オミクロン株の感染が想定され、患者が無症状であることを確認できる場合、検体採取日から 7 日目まではコロナ対応、8 日目からコロナ対応解除可能。ただし、9 日目までは個室管理を継続する。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
検体採取日	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	個室	個室	解除	

- ② 患者が無症状であることを明確に意思表示できない場合、検体採取日から 10 日間経過後隔離解除可能。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
検体採取日	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	PPE 個室	解除	

- ③ 検体採取日から 6 日間経過後、PCR 検査で 2 回連続陰性を確認する(PCR 検査の間隔は 24 時間以上空ける)

※7: 隔離期間中に発症した場合、発症日を 0 日目として有症状者の基準に切り替えて対応する

《退院後の外来対応》

- ・ 「標準予防策」を行い、来院時間・診察室も一般と同様でよい。
- ・ 患者・スタッフ共にマスク(スタッフはサージカルマスク)を着用し、手指衛生を遵守
- ・ 人工呼吸器等による治療を行なった患者で、発症日から 20 日間経過していない場合、エアロゾル発生処置は避け

る。発症日から 21 日間経過以降は標準予防策で対応可とする。

※エアロゾル発生処置: スワブ採取、ネブライザー、気管支鏡、内視鏡など(詳細は ICT に確認)。※やむを得ずエアロゾルが発生しうる処置を行う場合は、あらかじめ ICT に連絡し、診察場所などを確認した上で、コロナ対応 (N95 マスク、フェーシールド、長袖ガウン、手袋、キャップ) で実施する。

《参考資料》

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

令和 2 年 5 月 1 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条 に規定する就業制限解除に関する取扱いについて

令和 2 年 5 月 29 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)

参考)退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直しについて

令和 2 年 6 月 12 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象 並びに自治体における対応に向けた準備について(一部改正)

令和 3 年 2 月 25 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)の一部改正について

令和 3 年 11 月 30 日

B.1.1.529 (オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取り扱いについて

令和 4 年 1 月 14 日

B.1.1.529 (オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取り扱いについて(一部改正)

新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合対応について(一部改正)

添付① 同居者がいる場合の自宅療養中の注意事項について
(新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項より抜粋)

【居住環境など】

- ・ ご本人専用の個室を用意しましょう。難しい場合、同室内の全員がマスク(サージカルマスクなど)を着用し、十分な換気を行いましょ。また、同居者と別室であっても会話の際にはマスクを着用してください。
- ・ ご本人は、自宅内でもできるだけ居室から出ずに、必要最小限の行動にとどめてください。
- ・ 同居の方がご本人の居室に出入りする時は、サージカルマスク等を着用し、流水と石鹼又は擦式アルコール性消毒薬による手洗いを行いましょ。
- ・ 洗面所・トイレもご本人専用のものが望ましいですが、共用する場合は、ドアノブや手すりの消毒や十分な清掃と換気を行いましょ。入浴はご本人が最後にしてください。
- ・ リネン(タオル、シーツ、枕など)、食器、歯ブラシなどの身の回りのものは、同居の方と共用しないでください。特に、洗面所やトイレのタオルに注意してください。

【同居の方の感染管理】

- ・ 同居の方がご本人のケアを行う場合には、特定の方が行うようにしてください。その場合、十分な距離(1m 以上)を保ってください。ケアを行う方は、基礎疾患がない健康な人が望ましいです。
- ・ ケアを行う場合、ケアを行う方もご本人もどちらもサージカルマスク等を着用し、十分な距離を保ってください(乳幼児や高齢者でマスク着用が困難な場合を除く)。
- ・ ご本人の体液・汚物に触れたり、清掃・洗濯を行う場合、サージカルマスク等、手袋、プラスチックエプロンやガウン(身体を覆うことができ、破棄できる物で代替可:例 カップ等)を使用しましょ。
- ・ ケアを行った後や、清掃・洗濯の後は石鹼と流水で手を洗いましょ。
- ・ マスクの外側の面、眼や口などに手で触れないよう注意しましょ。

【清掃】

- ・ ご本人が触れるものの表面(ベッドサイド、テーブル、ドアノブ、手すりなど)は家庭用除菌スプレーなどで、使った都度及び1日1回以上、家庭用除菌スプレーなどで噴霧だけでなく、拭きましょ。
- ・ リネン、衣類等は通常の洗濯用洗剤で洗濯し、しっかりと乾燥させましょ。(洗濯表示に記載されている上限の温度での洗濯、乾燥が望ましいです)

【ごみの捨て方】

- ・ ご本人の鼻水などが付いたマスクやティッシュなどのごみを捨てる場合、「①ごみに直接触れない」、「②ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「③ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょ。
- ・ ②でごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

入院患者における搬送の手順(画像検査や病棟移動など)

- 安全な体制を整えるため、可能な限り夜間休日は避ける。
- 挿管患者以外は、できる限り患者にサージカルマスクを着用してもらう。
- エレベーターや移動中に、職員や一般患者と接触することがないように配慮する。
- X-P や CT 等へ行く際は、事前に関係部署へ連絡し、一般患者と接触することがないように、1日の最後に行くなど時間を調整する。
- エレベーターは業務用(荷物搬送用)又は、受け入れ病棟搬送専用を使用する。その際、他スタッフが乗らないよう配慮する。

職員用エレベーターや、食事運搬用のエレベーターは使用しない。



業務用(運搬用)



5階西搬送専用



職員用や食事専用は使用しない

1. 車椅子の場合(陰圧車いすに乗車可能な場合は、積極的に使用する)
 - ・スタッフは N95 マスク、手袋、(ゴーグル)。全介助が必要な患者では、ビニールガウンを装着しても良い。
 - ・病室を出る直前に車椅子周囲を拭き、病室を出る直前に新しい手袋に交換する。
 - ・移動介助が必要な場合、搬送先でガウン等防護具を着用する。
 - ・車いすは、病室から出す前に清拭、出した後再度念入りに清拭する。
2. ストレッチャーや病室ベッドのまま移動する場合
 - ・受け入れの時間や必要な人員数、移動先で必要な物品・医療器機など、打ち合わせを十分に行う。
 - ・環境周囲の汚染を防ぐため、防護具を装着した搬送スタッフは必要最小限にする。
 - ・先導者、人払い役、エレベーター役等役割を決めておく。
 - ・移動時は、周辺部署へ連絡する。
 - ・搬送に直接携わったスタッフが触れた箇所(ドアやエレベーターのボタンなど)は、汚染されているため、ルビスタ®又は除菌シート®で速やかに消毒する。
 - ・病室を出る直前にストレッチャー又は、病室ベッドの周囲を拭く。
 - ・病室ベッドはかなりの汚染があると考え。移動時に狭い入り口や通路、エレベーター内の壁等にあたる可能性があるため、ベッド柵や周囲を念入りに拭いておく。

- ・使用後のストレッチャーは、病室から出す前に清拭、出した後再度念入りに清拭する。
- ・搬送中の PPE
 - * 病室で搬送準備をしたスタッフがそのまま搬送する場合、病室を出る直前にアウター手袋を交換する。
(挿管している場合、換気を担当するスタッフは交換しなくても良い)。
 - * ガウンはそのままが良いが、下記の場合はガウンも交換する。
搬送準備前から病室でケア等をしていた。
ストレッチャー移動時にガウンを汚染した。 など
 - * 可能であれば搬送先に、PPE を着用したスタッフがスタンバイできるようにする。

<非挿管患者の搬送>

- ・酸素投与中でもできる限り患者にサージカルマスクを着用してもらおう。
- ・移動中の曝露を最小限にするため、頭部に下記のように離被架カバーを付ける (ICU にあり)。



<挿管患者の搬送>

- ・あらかじめ ME 室に連絡し、人工呼吸器の段取りを依頼する。
- ・ジャクソンリリースと挿管チューブの間に必ず、ヘパフィルターを組み込む。ただし、チューブとヘパフィルターはかみ合わないことがあるため、カテーテルマウントを組み込む。
- ・回路を繋ぎ変える際はビニールを接続部にかぶせ、ビニール下で行い曝露を最小限にする。



患者家族等の面会について

1. 隔離中の COVID-19 患者への面会について

原則、直接面会は禁止とする

- 濃厚接触者で観察期間中の家族は来院不可。
- 病状が重篤である場合、早めに家族と日程調整を行い、死亡確認には立ち会えないことを説明しておく。医師が面会をしたほうが良いと判断する場合に限り面会可能とする。その場合、iPad を用いた面会（毎日不可）、親族のみ 3 名までとする。
- どうしても直接面会したい要望があれば、1 名のみ 1 回に限り可能とする。
その際は、感染のリスクを説明したうえで、PPE 着用で医療者付き添いのもと、短時間の面会とする。時間は、平日、日中に限る。

2. 一般患者の面会について

感染の流行状況に合わせ、面会緩和・面会禁止となることがある。

新型コロナ対策本部会議から出されている最新の面会対応に準じて対応する。

面会緩和時

- 病院側が許可した場合を除き、病棟外での面会は禁止。面会は病室内、あるいは病棟ロビーで行い、許可された時間内で実施する。
- 面会は原則 15 歳以上の家族やキーパーソンなどとし、入院生活の支援や、退院の準備に必要な場合等の必要最低限の面会とする
- 面会時は患者、面会者共に必ずマスクを装着する。
- 入院患者と面会者での飲食は禁止とする。
- 37℃以上の発熱や、COVID-19 を疑う症状※¹がある人は面会不可。
- 入館手続き時に、「コロナセルフチェックリスト」に該当がないことを確認する。
- 入院患者は原則として病棟内で過ごす。看護師へ声掛けすることで売店での買い物は可能。

面会制限時

- 面会申請をし、病院から面会許可が出た場合のみ面会可能。
- 37℃以上の発熱や、COVID-19 を疑う症状※¹がある人は面会不可。
- 入館手続き時に、「コロナセルフチェックリスト」に該当がないことを確認する。
- 入院患者は原則として病棟内で過ごし、買い物は移動販売を利用。

※¹発熱・咳嗽・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・嘔気・嘔吐など

死後の処置・遺体搬送について

1. 事前準備

- ▶ 清拭物品や、リード類抜去に必要な物品、ディスポシート、おむつなど
- ▶ セーフティーセット アプリケーター®
- ▶ 納体袋 * 解剖時、または遺体の損傷が激しい場合、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合に東京都から支給された非透過性納体袋を使用する

2. 手順

<医療従事者の PPE>

COVID-19 対応 PPE を装着 : ガウン、手袋、N95 マスク、フェイスシールド、キャップ

<実際の手順>

解剖がない場合 : 病室で処置 → (autopsy CT 撮影 →) 病室で待機 → 霊安室

解剖がある場合 : 病室で処置 → 霊安室冷蔵庫

挿管している場合はチューブを慎重に抜去する。

抜去したチューブを入れる小袋を頭の横に準備しておくとい。

- ▶ 胃管、末梢、CV、ドレーン等のルート抜去は体液がはねないよう慎重に行う。
- ▶ 通常の死後処置を行う (感染対策マニュアル: 処置、ケア別マニュアル「エンゼルケア(死後の処置)時の感染対策」参照)
- ▶ 患者の体表面のウイルスを減らすために、清拭用のクロスはこまめに交換し清拭する
- ▶ 鼻腔、口腔内、肛門の詰め物(セーフティーセット アプリケーター®使用)や紙おむつの使用を行い、**体液漏出がないことを確認する。***アプリケーター®に加え、鼻孔用の綿球も必ず使用する
- ▶ アプリケーター®の使用後に再度、面会者が特に触れそうな顔や手などを清拭クロスで綺麗に拭く
※時間に余裕がある場合には、手浴などを行うとなお良い
- ▶ 適切に手袋交換を行い、汚染を広げないように注意する。特に清拭やアプリケーター®の使用後には**新しい手袋に交換してから衣服を着せるようにする**
- ▶ 最後に**新しい衣服を着せる際に一緒にベッドシーツを新しいものに交換する**
- ▶ 損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用する(次ページの写真参照)。*****

※ 納体袋に入れる場合、ファスナーを閉め、以下のタイミングでルビスタ®又は除菌シート®で 納体袋とストレッチャー全体を拭く。

1) 納体袋にご遺体を入れた後

2) 葬儀社のストレッチャーに移動する直前

➤ 準備が出来次第、葬儀社に連絡し、霊安室へ移送する。

- 病室内で葬儀者のストレッチャーに移す際には、葬儀業者はサージカルマスク、ガウン、手袋を装着
- 葬儀社のストレッチャーは、病室から出る前に清拭する。
- 葬儀社スタッフの搬送は通常で可。

<納体袋の使用方法>

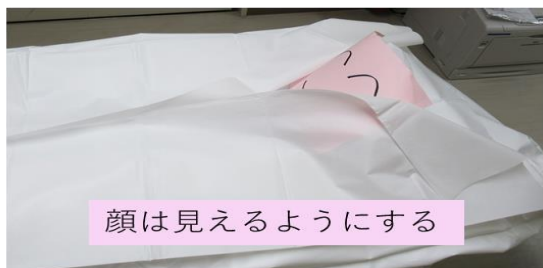
①ストレッチャーに納体袋準備する（清潔野で準備しておく）



②納体袋にご遺体を移動しディスポシートでくるむ。

③手袋を交換し、中(ご遺体側)に触れないようにファスナーを閉める。

④納体袋全体をルビスタ®または除菌シート®で清拭する



3. 濃厚接触者の死後の処置、遺体搬送

- COVID-19 陽性患者と同様に行う

※事前に行った COVID-19 PCR 検査の陰性確認後 24 時間以内であれば、COVID-19 対応はせずに死後の処置、遺体搬送等を行う(非 COVID-19 患者と同様の死後の処置、遺体搬送で可能)。

4. 家族の対応

病棟責任者または、担当医師が家族対応をする。

＜死亡確認および遺体との面会＞

- 事前に少なからず感染リスクがあることを家族等に説明し、了承を得た場合には、処置などが終了した死亡確認の段階および死後の処置が終了し体液漏出がないことが確認できた場合には、家族の面会が可能である。
- 遺体の損傷が激しい場合や、解剖をした場合は、納体袋を使用する必要があり、直接面会はできないことを説明し理解と協力を得る。

＜面会時の感染対策＞

- 家族はサージカルマスクまたは N95 マスク、ガウン、手袋、フェイスシールドを装着し、面会を行う
- 遺体に触れた後は自分の目や顔に触れる前に手指消毒を行うように家族に指導する
- * 医療従事者は、家族が手指消毒を行えるように手指消毒剤を用意しておく

＜精神的ケア＞

- 管理者により十分な説明をする。必要時、リエゾン、精神科医師に介入してもらう
- 遺体搬送車には同乗せず、別ルートから別の車で病院を出る(必要時対応)

＜家族待機場所＞

事務と連絡を取り合い、待機場所を確保してもらう

5. 解剖のある場合

霊安室に降りる際、未使用の納体袋を 1 枚渡す（解剖終了後に解剖室で納体袋に入れるため）。

その他、国立感染症研究所のマニュアルに従う。 COVID-19 症例の剖検プロトコル 2020/2/25 版

・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の剖検における感染予防策（2020/02/19）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の剖検における感染予防策補足資料（2020/03/04）

6. 情報共有シートについて

厚生労働省・経済産業から出された、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和 5 年 1 月 5 日第 2 版）に従い、次ページの「情報共有シート」をプリントアウトし記載する。

- ① → 看護師が記載し葬儀社に渡す。
- ② → 家族に用紙を渡し記載してもらい(その場でなくても良い)、あとで葬儀社に渡してもらう

①新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート（関係者記入用）

この情報共有シートは、医療機関、葬儀会館等、火葬場へと遺体が移動していく中で、遺体と遺族等の方への対応に関する情報を共有することで、葬儀、火葬等を円滑に執り行っていくことを目的に作成しています。

各関係者は、下記の該当する項目についてあてはまるものを「○」で囲むか、該当事項を記入してください。次の過程の業務に従事している方のために、ご協力をお願いいたします（わかる範囲でご記入ください）。

（亡くなられた方） 氏名：

性別：

生年月日：

死亡年月日：

関係者	申し送り事項
医療従事者等	<p>●感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な遺体であるか（はい・いいえ）</p> <p>※ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。</p> <p>●清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等による体液等の漏出予防の有無（有・無）</p> <p>●損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等であって納体袋に収容・密閉されている場合 非透過性納体袋 素材（透明・非透明） 顔が見えるようになっているか（はい・いいえ）</p> <p>●遺族等の方の代表者の氏名（ ） あれば特記事項（ ）</p> <p>●その他の留意事項（ ）</p> <p>（連絡先）施設名：国立国際医療研究センター 担当者： 電話番号：03-3202-7181（代表）</p>
遺体等を取り扱う事業者の方	<p>●納棺時に棺表面を清拭・消毒の有無（有・無）</p> <p>●遺族等の方の代表者の氏名（ ） あれば特記事項（ ）</p> <p>●その他の留意事項（ ）</p> <p>（連絡先）事業者名： 担当者： 電話番号：</p>

※記入欄は、必要に応じ、追加、修正等をしてください。

②新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート（遺族等記入用）

この情報共有シートは、ご遺族等の方から必要な情報を共有していただくことで、葬儀、火葬等を円滑に執り行っていくことを目的に作成しています。

ご遺族等の方は、下記の該当する項目についてあてはまるものを「○」で囲むか、該当事項を記入してください。葬儀、火葬等に関わる方々のために、ご協力をお願いいたします（わかる範囲でご記入ください）。

1 記入者のお名前：

ご関係：〔 父 ・ 母 ・ 子 ・ 配偶者 ・ 孫 ・ その他（ ） 〕

2 葬儀、火葬等に立ち会われる予定の方に、濃厚接触者の方はいらっしゃいますか。

（ 有 ・ 無 ）

その他特記事項があれば、以下に記載をお願いします。

濃厚接触者が葬儀、火葬等へ参列される場合、その方の検査の状況を踏まえつつ、特に基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底してください。

Ⅲ. 職員対応

I. 職員（非常勤職員等も含む全ての従事者）の体調不良時などの対応

- 以下1～4に記す項目に該当した場合、本人は勤務を開始する前に必ず上長に報告する。
- 報告を受けた上長は、必ず下記連絡先に報告し、受診や勤務等について指示を仰ぐ。

上長に連絡せずに本人の判断で DCC 外来や救急外来を受診してはならない。

<連絡先> 平日日中：院内感染管理室

夜間・休日：各部門の責任者と相談したうえで、DCC オンコールに連絡

1. 職員本人に症状がある場合

1.1 風邪の症状(咽頭痛、鼻汁、せき、頭痛、倦怠感など)、もしくは 37.0 度以上の発熱がある

1.2 嘔吐・下痢症状がある

- 発熱があった場合、解熱剤を内服してむりやり勤務してはならない。
- 症状があった場合、軽視せず上長に相談する。

2. 職員が病院外で感染者に濃厚接触した場合(保健所等から濃厚接触者と判断された場合)

2.1 濃厚接触者になったことがわかった時点で就業停止する。

2.2 原則として濃厚接触者との最終接触日(あるいは同居家族の場合には同居家族の発症日)を 0 日目として 7 日目まで休むこと(8 日目に復職)を優先する。

2.3 2.2 のように休むことができないと職場上長が判断した場合にはその旨を ICT に相談する。

【同居家族以外の発症者と接触の場合】

待機期間(就業禁止)は、最終接触日を 0 日目として、無症状であれば 5 日目からの復職を許容^{*1}

【発症者が同居家族の場合】

待機期間(就業禁止)は、最後に発症した家族の発症日を 0 日目として、無症状であれば 5 日目からの復職を許容^{*1}

*1. 下記①、②のいずれかを満たす場合のみ復職を許容する。

- ①4 日目と 5 日目(復職前に実施)に自身で実施する抗原検査^{*2}でいずれも陰性
- ②4 日目の PCR 検査で陰性

ただし、10 日間までは発症リスクはある。

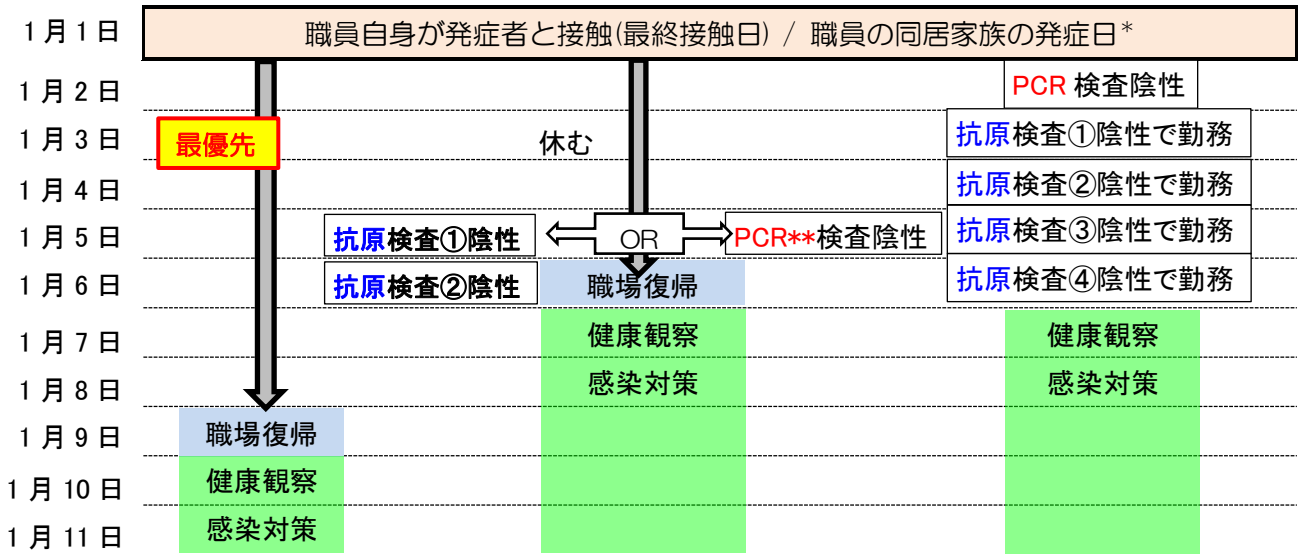
よって、健康観察と感染対策をしっかりと行うこと。特にマスク装着と手指衛生の徹底、昼食等は一人で取るなど周囲スタッフへ配慮をする。また、患者への直接の対応は可能であるが、重度の免疫不全患者の担当は避けるなど、受け持ちも考慮する。

*2.抗原検査キットは「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」を使用する。「研究用」は不可。

2.4 他の医療従事者の代替が困難で休職ができない医療従事者(職場上長の判断)かつ新型コロナウイルスワクチン 2 回接種後 2 週間が経過した者の場合は院内感染管理室へ連絡し、5 日より前に勤務毎の抗原検査

実施で勤務が可能か検討する。発症リスクがあるため勤務は最小限とし、患者との接触時間が長く、マスクを長時間外すようなリスクの高いケアを避けるように心がけること。

例)



*最後に発症した家族の発症日
**院内採用の抗原検査フピームで代用も可

2.5 海外渡航後の対応は、最新の厚生労働省「水際対策強化に係る新たな措置」に準ずる。(I-2-3)参照)

3. 職員の外勤先の医療施設等で感染者が出た場合

- 3.1 情報がわかった時点で速やかに報告する。
- 3.2 保健所から濃厚接触者と判断された場合は、I-2. に準ずる。
- 3.3 濃厚接触ではない場合、体調が問題なければ NCGM での勤務は可能であるが、基本的な感染対策はしっかり遵守する。特にママスク装着と手指衛生の徹底、昼食等は一人で取るなど周囲スタッフへ配慮をする
- 3.4 外勤の継続・再開は状況により検討が必要なため、感染管理室又は DCC 医師に相談する。

※院内発生の濃厚接触者等に対する対応は、すべて院内感染管理室でマネジメントします。その際にご協力をお願いします。

II. 同居家族に体調不良などがあった場合の職員対応

以下の事例が発生した際は速やかに上長へ報告し、平日日中感染管理室へ相談する。

上長に連絡せずに本人の判断で **DCC 外来** や **救急外来** を受診してはならない。

1. 同居家族に、発熱や風邪症状を有する者がいる

※有症状家族の受診・PCR 検査等の相談は、かかりつけ医、もしくは居住区の相談センターに連絡をして指示を仰ぐ。かかりつけ医等での検査が難しい場合は上長に報告のうえ、ICT(DCC)に相談する

1.1 家族が医療機関を受診し、PCR 検査が実施。

同居家族とは濃厚に接触する機会が多いため、結果が判明するまで勤務を控える(同居家族が COVID-19 である可能性があり、職員が濃厚接触者になる可能性が高くなるため)。

1.2 医療機関を受診し PCR 陰性を確認または PCR を行わない場合(COVID-19 が想定されない場合は勤務可能。基本的な感染対策はしっかり遵守する。

1.3 同居家族が受診等の結果で COVID-19 陽性と判明した場合は、I-2 に準じる

2. 同居家族が濃厚接触者と判断され、5日間の自宅待機となった

2.1 同居家族が指定された自宅待機期間の間、対象の同居家族と職員は症状の観察に十分注意する。

対象の同居家族および職員の双方に症状がない場合は、職員の勤務は可能であるが、基本的な感染対策はしっかり遵守する。特にマスク装着と手指衛生の徹底、昼食等は一人で取るなど周囲スタッフへ配慮をする。

2.2 同居家族の PCR 検査を実施する場合：II-1.1 に準ずる。

2.3 家族に症状出現時は、II-1.1 に準ずる

3. 職員の同居家族の学校、勤務先等で感染者が出たが、濃厚接触者ではない場合

3.1 家族、職員ともに体調に問題なければ勤務可能であるが、基本的な感染対策はしっかり遵守する。特にマスク装着と手指衛生の徹底、昼食等は一人で取るなど周囲スタッフへ配慮をする

3.2 家族の症状出現時は、II-1.1 に準ずる。

※その他はケースごとに対応を検討します、院内感染管理室にご相談ください

3 密(密閉・密集・密接)回避について

院内感染防止のため、以下のように3密を回避する。

1. 会議・研修、カンファレンスなど

詳細は、次頁の「会議・研修・採用試験等で会議室を使用する場合の遵守事項」を参照

2. 休憩時(食事時等の対策)

基本事項: **食事をしながら会話はしない(黙食)。食事終了後は速やかにマスクを着用し、大声での会話はしない。**

※ 対面だけでなく、隣の席でも食べながらの会話は飛沫が飛ぶため注意する。

※ 食事中、どうしても会話が必要な時は、ハンカチや紙ナフキン等で口を覆いながら話す。

(ア) 研修棟地下1階の職員食堂、休憩スペース、外来棟1階タリーズ横の休憩スペース等

- ① 食事終了後は速やかにマスクを着用し退席する。
- ② **椅子を動かして集団で食事しない。**パーティションのない席では、対面飲食を避けるため向かい合っの着座を避け、一定の間隔を設ける。

(イ) 病棟休憩室、医師・レジデント室・医局

- ① ドアと窓を開け**換気を良くする。**空気清浄機なども積極的に使用する。
- ② 食事は時間をずらすなど、**少人数**となるよう考慮する。
- ③ 休憩室以外にも食事できる場所を開放する(病棟カンファレンスルームなど)
- ④ 対面にならないよう席の配置を考慮する。
- ④ **環境整備**をこまめに実施する。
- ⑤ 歯磨きをする際は、**人のいる方を向かずに行う。**トイレで行う場合は扉を開ける。

3. 更衣室

(ア) **常にマスクを着用する。**やむを得ず外す場合は周辺スタッフと**会話し**ない。

(イ) **マスク着用していても大声での会話はしない。**

(ウ) 可能な限り混みあう時間は避けて利用する。

(エ) 飲食はしない。

(オ) 入室・退室時に必ず**手指衛生**を実施する

会議・研修・採用試験等をする場合の遵守事項

病院として必要不可欠な会議(医療法等の法律で義務付けられている会議、緊急を要する会議)以外は出来る限り集合形式にせず、資料閲覧・Teams を活用し対面の頻度を少なくして実施する。研修等についても同様である。

やむを得ず集合型にする場合は、以下の事項を遵守する。

ただし、東京都の感染状況が警戒レベル 3 段階目以上となった場合は集合形式の中止を検討する。

【会議室・会場設営について】

1. 会議室等の収容人数

・司会、講師等以外の会話がほぼない聴講形式の場合

極力当センター規定人数の 8 割程度とするが、感染対策が徹底されていれば制限は求めない。

・グループワーク等の形式の場合

極力当センター規定人数の 1/3 までとし、最大でも半数以下となるようにする。

グループ同士は最低 1m 以上離す。

2. 座席間隔確保

- 1 つの机に椅子は 2 つまでの座席間隔が望ましい。
- できれば指定席とし移動をしない。

3. 会場入口に、手指消毒液を置き入室前に手指衛生してもらう

4. 換気の悪い密閉空間とならぬよう、窓とドアを開け換気をする。換気のできない小部屋はなるべく避け、使用する場合は空気清浄器を使用する。

5. 会議および研修等の開始前後に、机や椅子を環境清掃用クロスおよびアルコールクロスで隅々まで拭く

6. 昼食を挟むような長時間の研修の場合は、会議、研修等の会場の他にも場所を用意するなど、密にならないように配慮する

【実施時の感染対策について】

1. 食事をしながらの話し合い(朝食・ランチミーティングなど)はしない。

2. 手指消毒は会議室に入室前後は必ず行い、その他もこまめな手指消毒を実施する。

3. サージカルマスクは正しく着用し(鼻とあごをしっかり覆う)、会議、研修等の間は終始着用し外さない。

飲食等で外す場合には喋らず、話す場合には必ずサージカルマスクを装着する。

4. 研修の開始前に、参加者、講師、主催者共に発熱や呼吸器症状がないことを確認する。

⇒院内職員の場合は、自己申告制とする。

⇒外部の参加者がいる場合

・参加者リストを作成し、連絡先も聞き、後日参加者の COVID-19 が判明した場合には連絡できる体制をとる。

・「各種研修・実習生に際しての事前チェックリスト」を研修参加者に可能であれば事前配布し、当日主催者に提出してもらうなどの方法で体調の確認を行う。

・検温については、病院入口サーモグラフで測定されるため、そこで 37℃ 以下であれば可。

5. 会議中や研修中少しでも体調不良を感じたら速やかに申し出てもらい帰宅する。

6. 大声で発声をしない。

7. 研修後 3 日以内に症状が出現した際は受診をし、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、主催者にも連

絡するよう、アナウンスをする。特に外部参加者にはしっかりアナウンスする。

8. 昼食を挟む場合は前項の「3 密(密閉・密集・密接)回避について」の「2. 休憩時(食事時等の対策)」に準ずる

各種研修・実習生等受け入れ時の感染対策について

教育における臨地実習・研修(以下実習等という)は、知識・技術を実践の場面で理解する能力を養う場として重要であり、可能な限りその場を提供できるよう体制を整える必要がある。

実習にあたっては、院内の感染対策を遵守すると共に、実習等に際しての遵守事項を、学生・研修生(以下学生等という)、養成校に事前に周知徹底しておく必要がある。

I. 事前チェックリストを記載し提出する(当日持参し担当者に提出する)

実習等期間中、学生等であっても病院職員の一員として、院内で決められた感染予防策を遵守してもらう必要がある。自身の健康管理、日常行動を含めた感染予防策を理解し実施できるよう事前に依頼する。

II. 実習等期間中の遵守事項

1. 登院前の移動時には必ずマスクを着用し、病院内ではサージカルマスクを常時装着する。
サージカルマスク(必要時 N95 マスクも)は、あらかじめ準備してもらう。
2. 手指衛生を遵守する。
3. 研修前に、体温測定と呼吸器症状の有無など健康チェックを行う。
 - 1) 自宅にて体調不良がある場合は、登院せず担当者に連絡するよう周知しておく。
 - 2) 登院後の健康チェックで発熱等症状のある場合は、速やかに帰宅させるか、院内感染管理室に報告し受診を検討する。
4. 職員同様 3 密を回避するよう指導する。

<振り返りやカンファレンス、グループワーク等>

- 1) サージカルマスクを正しく着用する。
- 2) 窓とドアを開け換気をしながら行う。換気のできない小部屋はなるべく避け、使用する場合は空気清浄機を使用する。
- 3) 座席の間隔を空け、密にならないようにする。
- 4) 終了後、高頻度接触面(ドアノブや机など)の環境整備をする。

<休憩>

特に休憩時間は賑やかになりやすいため、注意喚起をしておく。

基本事項: **食事をしながら会話はしない(黙食)**。食事終了後は速やかにマスクを着用する。

※対面だけでなく、隣の席でも食べながらの会話は飛沫が飛ぶため注意する。

※食事中、どうしても会話が必要な時は、**ハンカチや紙ナフキン等で口を覆いながら話す**。

1) 研修棟地下 1 階の職員食堂、休憩スペース、外来棟 1 階タリーズ横の休憩スペース等

- ① 食事終了後は速やかにマスクを着用し退席する。
- ② **椅子を動かして集団で食事しない**。パーテーションのない席では、対面飲食を避けるため向かい合っの着座を避け、一定の間隔を設ける。

2) 休憩室、学生等控室

- ① ドアと窓を開け換気を良くする。

- ② 食事は時間をずらすなど、少人数となるよう考慮する
- ③ 環境整備をこまめに実施する。
- ④ 歯磨きをする際は、人のいる方を向かずに行う。トイレで行う場合は扉を開ける。

5. 更衣室

- 1) 常にマスクを着用する。やむを得ず外す場合は周辺スタッフと会話しない。
- 2) マスク着用していても大声での会話はしない。
- 3) 可能な限り混みあう時間は避けて利用する。
- 4) 飲食はしない。
- 5) 入室・退室時に必ず手指衛生を実施する

IV. 実習期間中に感染又は、感染が疑われる学生等が発生した場合

- 1. 実習等受入れ部門責任者は、対象の学生等が発生した時点で、速やかに院内感染管理室へ報告し、指示を仰ぐ。
この時、対応が決まるまで同グループ全体の実習等を中断する。
- 2. 院内感染管理室は、状況を確認し、実習等が継続できるかを含め対応を検討し、実習等受入れ部門責任者に伝える。対応は、院内感染管理室が主体で実施する。

V. 院内で患者又は職員から感染者が発生した場合

- 1. 院内感染管理室は、感染者の状況を確認し、必要時受け入れ部門責任者を通し学校等に報告する。
- 2. 感染者との濃厚接触が判明した場合には、同グループ全体の実習等中断し、対応を検討する。
対応は、院内感染管理室が主体で実施する。

VI. 実習等終了後の対応

- 1. 実習終了後 3 日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、受入れ部門の責任者に報告する。
- 2. 1. の場合、受け入れ部門責任者は速やかに院内感染管理室へ連絡し、対応を確認する。

各種研修・実習生等に際しての事前チェックリスト

記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属施設 _____ 氏名 _____

新型コロナワクチン接種歴： 有 無

↳ 最終接種(回目： 月 日)

※過去 1 週間以内の行動などについて回答をお願いします。

以下の項目のいずれかに☑がある場合は、原則として研修は許可しません。

該当項目に ☑ をつける。
1 週間以内に発熱(37.0℃以上)したことがあった <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 あった場合の詳細 ① 月 日～ 月 日 に _____℃ ②受診： <input type="checkbox"/> 有(月 日)、 <input type="checkbox"/> 無 ③ ②で有の場合、診断名： _____ ④ PCR 検査： <input type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有(月 日)→結果： <input type="checkbox"/> 陽性 <input type="checkbox"/> 陰性
1 週間以内に呼吸器症状があった (咳嗽、痰、咽頭痛など) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 あった場合の詳細 ① 月 日～ 月 日 症状 _____ ②受診： <input type="checkbox"/> 有(月 日)、 <input type="checkbox"/> 無 ③ ②で有の場合、診断名： _____ ④ PCR 検査： <input type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有(月 日)→結果： <input type="checkbox"/> 陽性 <input type="checkbox"/> 陰性
1 週間以内に味覚、嗅覚異常の出現があった <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 あった場合の詳細 ① 月 日～ 月 日 症状 _____ ② 受診： <input type="checkbox"/> 有(月 日)、 <input type="checkbox"/> 無 ③ ②で有の場合、診断名： _____ ④ PCR 検査： <input type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有(月 日)→結果： <input type="checkbox"/> 陽性 <input type="checkbox"/> 陰性
1 週間以内に COVID-19 陽性者との濃厚接触歴があった <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (防護具なしで 1m 以内かつ 15 分以上接触)
1 週間以内に待機期間を要請されている人と接触した <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
1 週間以内に発熱・呼吸器症状のある人と接触した <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無